



コミュニティーガス

安全・安心で、豊かな暮らし





こんにちは、 コミュニティガス です。



地域コミュニティとともに、安全・安心で、
豊かな暮らしを支える“炎”であり続けたい

「コミュニティガス」とは、そんな思いを込めたガス小売事業の愛称です。コミュニティガス事業は、都市ガスと同様に導管でLPガスを供給するもので、1970年（昭和45年）10月に「簡易ガス事業」として誕生しました。

以来、その供給方式の簡便性、需要に対する迅速性、経済性などが高く評価されて、全国的に普及し、地域の発展に寄与してきました。

近年、地球温暖化を始めとする環境問題、少子高齢化、迫り来る大地震等への備えなど、街を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、コミュニティガスでは、地域に密着したエネルギーインフラとしての特徴を活かし、「安全・安心で豊かな暮らしを支える炎」であり続けたいと考えています。本冊子は、コミュニティガスの特徴・魅力を紹介するものです。



鹿児島市山田町「星ヶ峯ニュータウン」



和歌山县白浜町椿温泉のリゾートマンション



北海道石狩郡当別町「スウェーデンヒルズ」



札幌市手稲区曙「手稲山口東団地」

コミュニティガス事業：

「特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管により70戸以上の供給地点にガスを供給するガス小売事業」のことを「コミュニティガス事業」と呼んでいます。

- p3 コミュニティガスが、安全・安心で豊かな暮らしを支えます。
- p5 特徴1 独立した小規模なネットワークが、いざという時に役立ちます。
- p7 特徴2 保安対策に万全を期し、暮らしの安全を見守っています。
- p9 特徴3 ガス料金は交付される書面に必ず記載されます。
- p11 特徴4 コミュニティガスは、脱炭素化に貢献しています。
- p13 データで見るコミュニティガスの概況
- p14 一般社団法人 日本コミュニティガス協会について



コミュニティガスの生き立ち

LPガスが家庭用燃料として全国に普及はじめたのは昭和30年頃からです。当時はLPガスを充てんしたシリンドラー（容器）を各戸に取り付ける供給方式がとられていました。その後、昭和30年代半ばから都市周辺部で住宅団地の造成が急激に増えはじめ、これらの団地にLPガスを導管で供給する「導管供給方式」が採用されるようになりました。そのような情勢に伴って、1970年（昭和45年）10月に、国はガス事業法に70戸以上の団地に対するLPガスの導管供給事業を「簡易ガス事業」と規定し、公益事業として取り扱ってきましたが、2017年（平成29年）4月からガス事業法の改正により「ガス小売事業」の一部となりました。

 コミュニティーガスが、
安全・安心で豊かな暮らしを支えます。

それぞれの団地に設置されたガス発生設備と道路に埋設されたガス管で
ご家庭までガスをお届けしています。
コミュニティー単位のガス供給インフラです。



特徴 1

独立した小規模なネットワークが、
いざという時に役立ちます。

コミュニティーガスは、団地ごとに独立した
コミュニティー単位のガス供給ネットワーク
です。そのため、災害時など、いざという時に
も迅速なガス供給が可能となります。

特徴 2

保安対策に万全を期し、暮らしの
安全を見守っています。

コミュニティーガス団地内のガス発生設備か
ら埋設した導管、ご家庭内のガス器具まで、保
安対策に万全を期し、安心してガスをお使いい
ただけるよう取組みを進めています。

特徴 3

ガス料金は交付される書面に
必ず記載されます。

コミュニティーガスは、国の登録を受けて、日常
生活に不可欠なガスを供給するガス小売事業で
す。その料金は、法律に基づき交付される書面
に記載されるので明確です。

特徴 4

コミュニティーガスは、
脱炭素化に貢献しています。

コミュニティーガスの原料であるLPガスは、
燃焼した際に二酸化炭素や大気汚染物質の排出
量が少ないなど、クリーンなエネルギーです。
配送業務の効率化などが行われており、脱炭素
化に貢献しています。

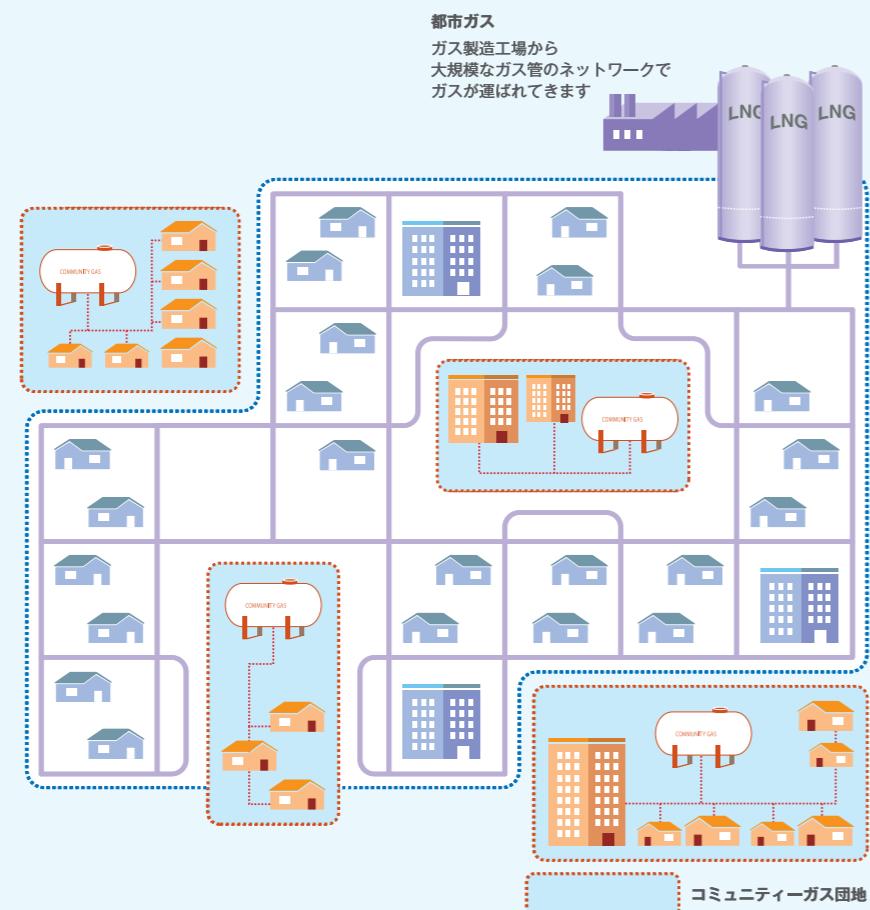
独立した小規模なネットワークが、いざという時に役立ちます。

特徴 1

コミュニティガスのガス供給ネットワーク

- 都市近郊に点在
- 団地ごとにガス発生設備を集約設置する独立した小規模ネットワーク

- 集約したガス発生設備で、より効果的にガスを供給できます。
- 新しい街づくりなどに対し、迅速なガス供給が可能です。
- 災害発生時にも、安全点検等が短期間ででき、早期に復旧できます。
- コミュニティー単位の地域密着型エネルギーインフラです。



様々なガス発生設備による安定供給

- 団地の規模や立地に合わせて、適切なガス発生設備をご提案致します。



集中シリンダー方式
LPガスシリンダーを集中してガスを供給します。



バルク方式
バルクローリー車から直接ホースでバルク(小型タンク)に充填し、貯蔵する方式です。



ストレージタンク方式
大規模な団地ではガスタンクに LPガスを貯蔵してガスを供給します。

理想の分散型供給で災害時にも迅速かつ柔軟な対応が可能

■二次災害の防止

地震などの災害時には、団地内のガス発生設備で**瞬時にガス供給を停止**し、二次災害を防止します。

■早期の復旧

災害発生後も**短期間で安全点検・補修**ができ、早期にガス供給を復旧できます。

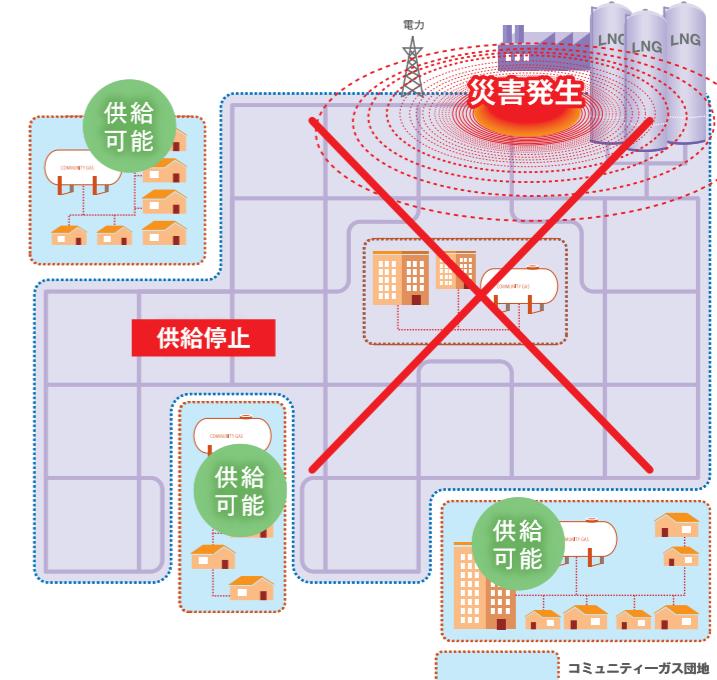
■緊急用のガス利用

ガス発生設備では常に**貯蔵能力の50%以上**のガスを保有しており、緊急用ガスとしても利用可能です。

■機動的な対応

LPガスは車両による供給網が全国に張り巡らされており、万が一の災害時にも、**ガスシリンダーを持ち込む**など、機動的な対応が可能です。

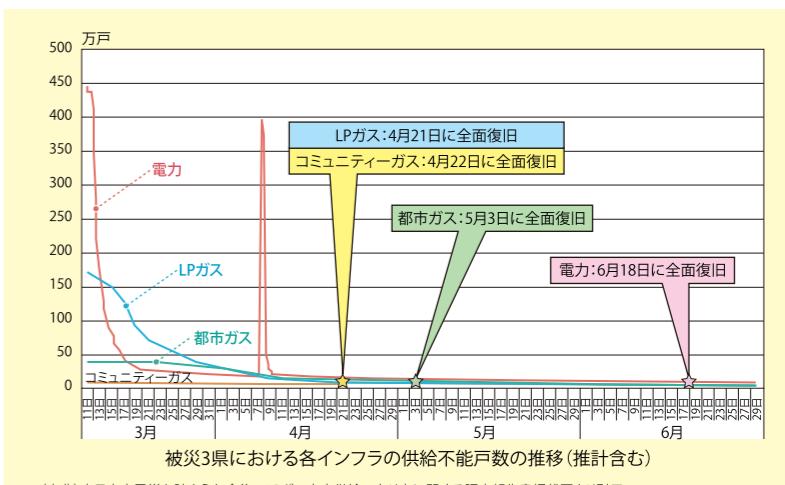
電力・都市ガスなどの大規模なネットワークによるエネルギーが停止した場合



電力・都市ガスは供給停止の規模が甚大で復旧に時間を要しますが、コミュニティガス団地は仮に被災したとしても、団地毎の供給設備(ガス発生設備)で供給停止後の早い復旧が可能です。

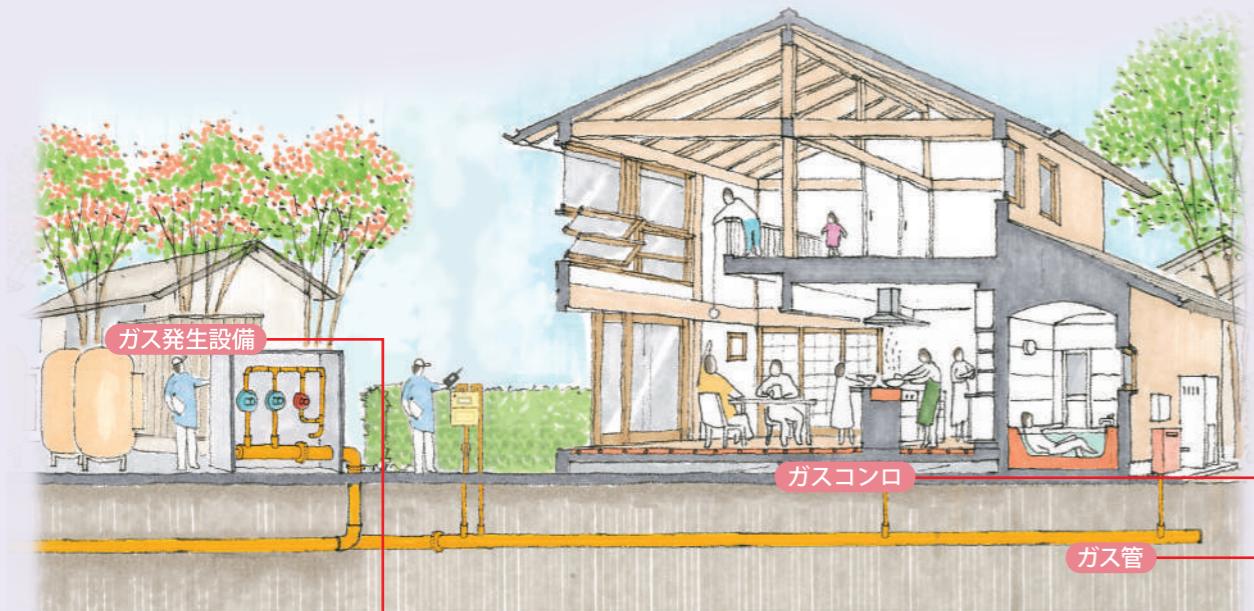
東日本大震災時のインフラ復旧状況

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、エネルギーインフラにも大きな被害を及ぼし、コミュニティガスでは、74団地で導管等の設備に被害がありました。津波で流出した団地を除き、4月22日には全面復旧しました。これまで以上に時間を要したのは、津波による広域被災、原発事故等の影響によるものです。





保安対策に万全を期し、暮らしの安全を見守っています。



● ガス供給設備の保安確保

法律に基づくガス小売事業として、ガス供給設備の点検・検査等を行い、保安確保に万全を期しています。

● 災害対策

地震対策として耐震性の高いガス供給設備や感震自動ガス遮断装置の設置促進を図るとともに、近年風水害対策も重要度が増していることから、速やかな復旧を図るために実施すべき対策に取り組むことを指針とした「災害対策マニュアル」を作成し、さらなる災害対策に向けた対応能力の維持・向上となるよう、不断の取り組みを促しています。

● 安全器具の普及促進

マイコンメーター、ガス警報器等の安全ガス器具の普及に努めています。また、定期的にご家庭内のガス消費機器の安全確認も実施しています。

● 保安対策

法律に基づきガス供給設備の点検・検査を行い、保安確保に万全を期しています。
保安の確保に向けた人材育成の一環として保安規程、保安業務規程で定める教育項目をワンストップで実施できる「保安教育の手引き」を作成し活用いただいております。

● 緊急体制

万が一の事故等に備え、24時間の緊急通報、出動体制を整えています。

コミュニティーガスの法定保安業務

① 国によるガス発生設備の使用前検査

ガス発生設備は、国の定める技術上の基準に適合するように施工し、第三者検査機関の使用前検査に合格しなければなりません。

② 「保安規程」の国への届出と遵守

保安管理体制、保安に係る巡視点検・検査、災害等非常時の措置などを「保安規程」に定め、国へ届け出るとともに、その遵守が義務づけられています。

③ 団地ごとの「ガス主任技術者」の選任

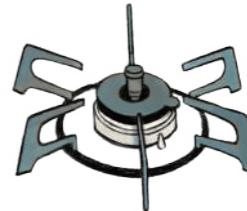
ガス供給設備の工事、維持及び運用は、国家試験に合格したガス主任技術者を団地ごとに選任し、その監督の下に行われます。



より安心して コミュニティーガスをお使いいただくために

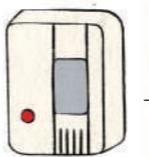
■ 便利な安全ガス器具

立ち消え安全装置・調理油過熱防止装置・
消し忘れ消火機能付き Si センサー カンロ
センサーで立ち消えや過熱、消し忘れを感じて、自動的にガスを止めます。

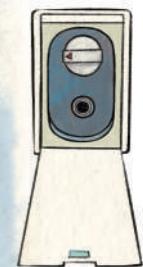


ガス警報器

LPガスは空気よりも重いので、床面付近に設置した警報装置がブザーや音声で異常を知らせます。



ガスコンセント
ガスコンセントは、つまみのないタイプのガス栓で、ホースの着脱だけでガスの使用・停止ができる便利で安全なガス栓です。



コミュニティーガスの 安全・地震対策

■ 感震自動ガス遮断装置とマイコンメーターによる二重のセキュリティ

ガス発生設備には「感震自動ガス遮断装置」を設置し、震度 6 強以上の地震を感じた時には、自動的にガスの供給を停止します。

ご家庭では「マイコンメーター」が震度 5 強以上の地震やガス漏れなどの際に、ガスを自動で遮断します。マイコンメーターは、現在ほぼ 100% のご家庭でご利用いただいている。



■ 腐食・地震に強いポリエチレン導管

ポリエチレン導管の積極的な導入を進めています。ポリエチレン導管は、東日本大震災や熊本地震でも被害がなく、耐震性が証明されました。



ポリエチレン導管



ポリエチレン導管



特徴 3

ガス料金は交付される書面に必ず記載されます。

●料金の透明性を確保

2017年(平成29年)4月のガス小売全面自由化により、コミュニティーガス事業の料金は認可制ではなくなりましたが、「ガス事業法」に基づき、ガス料金はお客様に交付する書面に記載されるので、明確です。

●コミュニティーガスの料金

通常、ガス料金は「基本料金」と「従量料金」で構成される二部料金制を採用しています。また、LPガスの輸入価格によって変動する原料価格をガス料金に反映するため、多くの場合「原料費調整制度」を導入しています。

ガス料金の算定構成イメージ

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \left(\text{従量料金単価} + \text{原料費調整単価} \right) \times \text{ガス使用量}$$

【原料費調整制度とは】

原料価格が上昇あるいは低下した場合、その変動幅に応じてガスの単位料金を1ヶ月もしくは3ヶ月ごとに調整するものです。

●クーリング・オフの適用

ガス小売事業の全面自由化に伴い、消費者保護の観点から、ガスの小売供給契約はクーリング・オフの対象となっています。

●ご契約までの手順



ガス事業（小売部門）のいろいろ

ガス事業は、法律及び原料等から3つに区分されています。コミュニティーガスは、主にLPガスを原料として使用していますが、ガス事業法が適用され、都市ガスと同様にガス小売事業としての規制があります。また、同じLPガスをガス管で供給するものでも69戸以下の場合には、液化石油ガス販売事業として、液石法^(注)が適用されます。

	ガス小売事業		液化石油ガス販売事業
	都市ガス	コミュニティーガス	
原料	LNG、LPガス等		LPガス
根拠法	ガス事業法		液石法 ^(注)
事業開始	事業者登録		事業者登録
料金設定	自由料金		自由料金
書面の交付	あり		あり
供給計画の届出義務	あり		なし

注：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

コミュニティーガス事業は小売全面自由化により、許可制に比べ審査の基準が緩やかな登録制になりました。しかし、お客様保護のため、コミュニティーガス事業者には以下のような義務が課されています。

登録

ガス小売事業を行うには、国の登録を受けなければなりません。国は、ガス小売事業者としての適格性を確認し、登録をします。適格性が失われたと判断されたガス小売事業者は、国が登録を取り消すこともあります。

供給能力の確保義務

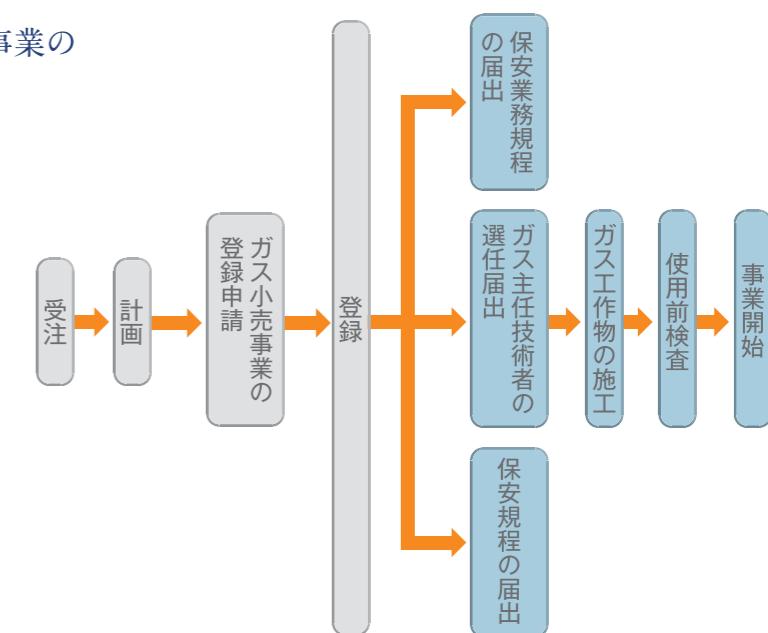
ガス小売事業者は、正当な理由がある場合を除き、お客様のガスの需要に応じるために必要な供給能力を確保することが義務付けられています。

契約条件の説明義務

お客様に対するガス料金等を含めた契約内容を記載した書面を示して事前説明することや、契約締結後に書面を交付することが義務付けられています。

コミュニティーガス事業の 開始手続き

コミュニティーガスの事業開始には、ガス事業法に従つていろいろな手続きが必要です。



コミュニティーガスは、脱炭素化に貢献しています。

特徴 4

コミュニティーガス原料であるLPガスは、エネルギーの「最後の砦」です。

コミュニティーガスは、緊急時にも貢献できるクリーンなエネルギーです。

原料であるLPガスは、石油と同様に「最後の砦」として、平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献する重要なエネルギーと位置付けられています。

CN(カーボンニュートラル)に向けたコミュニティーガスの在り方

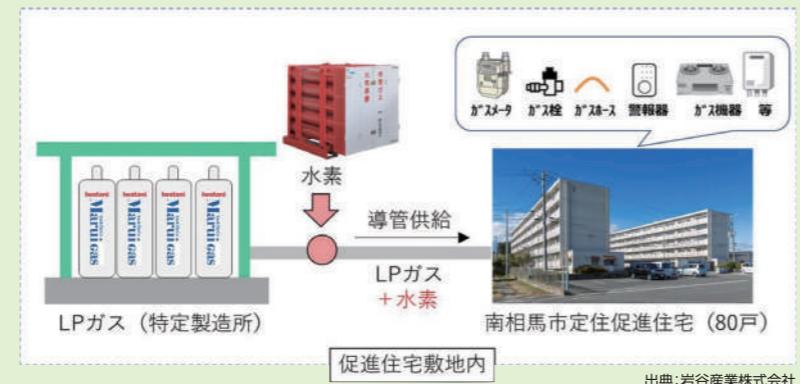
●グリーンLPガス推進官民検討会について

2050年CN社会の実現に向け、LPガス業界内でもクリーンなLPガスの製造・技術開発に向けたプロジェクトとしてグリーンLPガス推進官民検討会が設置されました。このプロジェクトにコミュニティーガス協会はオブザーバーとして参画し、情報収集して会員事業者に提供しています。

●水素混合LPガスの導管供給について

水素は燃焼しても水しか出ない究極のクリーンエネルギーです。

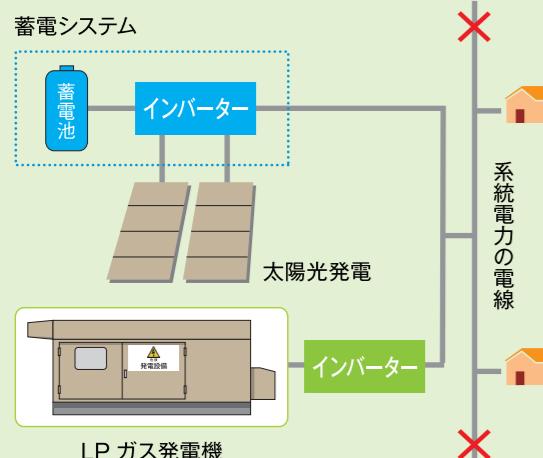
水素をLPガスと混合させてコミュニティーガス団地へ供給することは、CO₂の削減につながります。この事業について情報収集し、会員事業者に提供します。



●コンパクトシティ、マイクログリッド、スマートシティ等の分散型エネルギーとして貢献します。

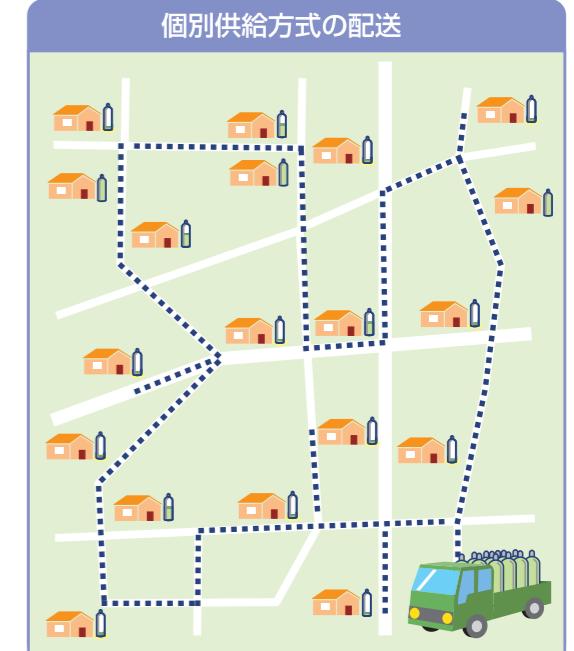
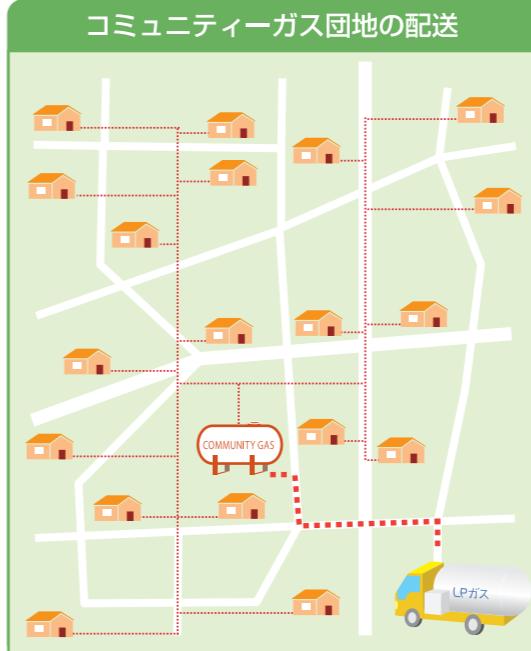
一例としてマイクログリッドにおいては、災害時に既存の電力会社が停電したとしても、電力供給が行われる分散型エネルギー・システムといえます。

その結果、メリットとして「災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの向上」「エネルギー利用の効率化」「地域のエネルギーを活用することによる地域産業の活性化」などが考えられます。



コミュニティーガス事業は配達の効率化により脱炭素化に貢献しています。

コミュニティーガス事業は、LPガスを特定製造所に配送し、導管供給することにより、輸送における脱炭素化に対応していますが、今後 AIを利用して交通渋滞などを踏まえたより一層最適な配送ルートにより、配送効率化、CO₂排出量の削減を推進していきます。



ガスによる快適・安全生活のご提案

ガスは、キッチン、バスルーム、リビングなど家庭の様々な用途で使われる身近なエネルギーです。ガス業界では、ガスを使った便利で快適な生活について様々な提案活動を行っています。

日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）



都市ガス、LPガス、コミュニティーガスが連携し、ガス体エネルギーの普及に向けた政策提言、情報発信、提案活動等を行っています。
<http://www.gas.or.jp/collabo>

ウィズガス CLUB



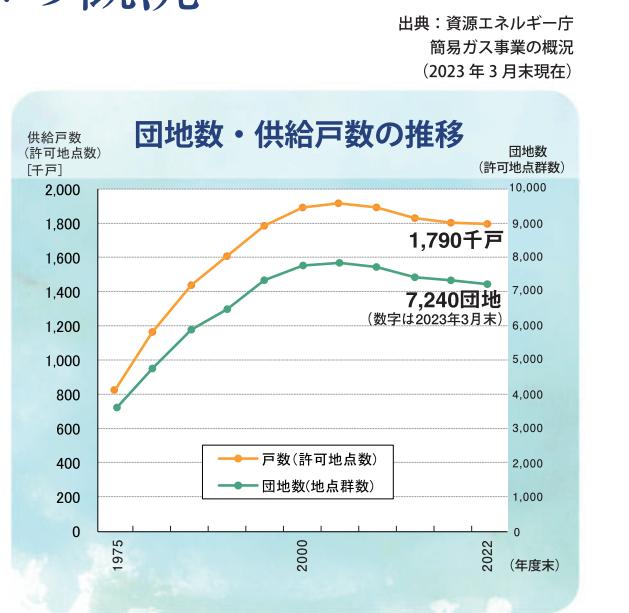
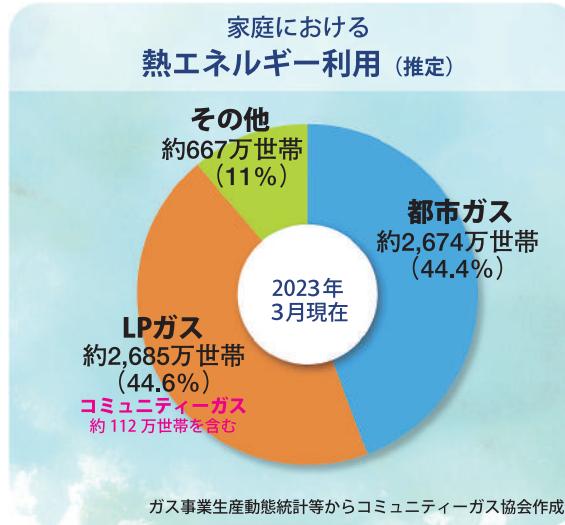
住環境に携わる住宅関連事業者、キッチン・バスメーカー、ガス機器メーカー、ガス体エネルギー事業（コラボ）の4者が力を合わせ、住環境の一層の充実・整備、「豊かで潤いのある生活」の実現に向け、様々な提案・情報発信を行っています。
<http://www.gas.or.jp/withgasclub>

エネファームパートナーズ



住宅関連業界、エネファーム製造業界、ガス業界が業界の枠を超えて一致団結し、住宅における省エネルギー及びCO₂削減を推進するため家庭用燃料電池（エネファーム）の一層の普及促進を行っています。
<http://www.gas.or.jp/user/comfortable-life/enefarm-partners/>

データでみる コミュニティーガスの概況



一般社団法人 日本コミュニティーガス協会について

一般社団法人日本コミュニティーガス協会は、1970年（昭和45年）10月、ガス事業法に簡易ガス事業制度が規定されたことに伴って、（社）日本簡易ガス協会として誕生しました。

当協会は、全国のコミュニティーガス事業者等で構成され、コミュニティーガス事業に関する経営、技術の向上及び保安の確保を図り、コミュニティーガス事業の健全な発展を期すとともに、公共の利益の増進に寄与することを目的としています。

※平成29年4月「改正ガス事業法」の施行に伴い「簡易ガス事業」は「ガス小売事業」の一部となり、法律上「簡易ガス事業」という名称がなくなりました。当協会では旧簡易ガス事業を「コミュニティーガス事業」と称しています。

年月	沿革
1968年（昭和43年）9月	簡易ガス事業に相当する事業を営んでいる者及び液化石油ガスの生産輸入事業者を主体として「全国簡易ガス事業協議会」が発足
1970年（昭和45年）9月	全国簡易ガス事業協議会を発展的に解散し、「日本簡易ガス協会」を設立
1970年（昭和45年）10月	通商産業大臣より「社団法人日本簡易ガス協会」の設立許可
2011年（平成23年）4月	一般社団法人に移行し、日本コミュニティーガス協会と改称
2024年（令和6年）3月現在	会員数 1,395社（正会員数 1,187社）

一般社団法人日本コミュニティーガス協会では、全国を統括する本部と各経済産業局、北陸支局及び沖縄総合事務局の所在地に10の支部を置いています。

コミュニティーガスに関するお問い合わせ等は、本部または各支部までお寄せください。

事務局所在地 一般社団法人日本コミュニティーガス協会				
本支部名	郵便番号	住所	TEL	FAX
本 部	〒105-0012	東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー1階	03-5405-2215	03-5405-2216
北海道支部	〒060-0061	札幌市中央区南1条西7-16-2 岩倉ビル2階	011-522-7582	011-522-7592
東 北 支 部	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館7階	022-264-2541	022-262-5012
関 東 支 部	〒105-0012	東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー1階	03-5405-2401	03-5405-2402
東 海 支 部	〒460-0022	名古屋市中区金山1-2-4 ID・AREAビル5階	052-339-4033	052-339-4010
北 陸 支 部	〒930-0857	富山市奥田新町8-1 ボルフアートとやま8階	076-441-3241	076-441-3244
近 畿 支 部	〒541-0051	大阪市中央区備後町3-1-2 アトラスピル3階 305号室	06-6231-3226	06-6231-3237
中 国 支 部	〒730-0017	広島市中区鉄砲町1-2-0 第3ウエノヤビル4階	082-511-3311	082-511-3322
四 国 支 部	〒760-0026	高松市磨屋町5-9 プラタ59	087-813-1272	087-813-1273
九 州 支 部	〒810-0001	福岡市中央区天神3-1-16 橋口ビル6階	092-761-1737	092-761-8128
沖 縄 支 部	〒901-2121	浦添市内間2-6-22 ニューシャインビル501	098-876-5572	098-876-8105